

無盡業法 (昭和六年法律四二號)

保險業法 (明治三三年法律六九號)

倉庫業法 (昭和一〇年法律四一號)

信託業法 (大正一一年法律六五號)

などがある。最後のものは信託會社が段々と行はれて來たので其規定が必要になつたのであるが、既に信託業を公認する以上其根本たる信託なる事柄の規定なかるべからずといふので、同時に、

信託法 (大正一一年法律六二號) が出來た。信託は「トラスト」といふ名で英國に發達したものであ

つて、かの論語に所謂「可以託六尺之孤。可以寄百里之命。」といふ様な道德的意味をもつ面白い制度であるが、それをイキナリ我國に持つて來て果して具合よく行はれるであらうか、當初から多少の疑問があつた。信託業法を作る以上は其基本法たる信託法なかるべからずといつた様な考へ方には、著者は必しも賛成しないのであつて、先づ差當り必要な信託業法だけを作つて置き、信託なる事が今少し一般に實行され理解されるのを待つて信託法を制定すべきではなかつたらうかと思ふ。ともかくも折角出來た信託法がどうも實際に

シツクリしないので、其改正が問題になつて居る。又交通に關しては、先づ鐵道は明治三十九年法律第一七號

鐵道國有法 によつて殆ど全部國營になつたが、國營たると私營たるとを問はず

鐵道營業法 (明治三三年法律六五號) の支配を受ける。又自動車運輸の發達に應じて

自動車交通事業法 (昭和六年法律五二號)

自動車製造事業法 (昭和一年法律三三號)

等が出來た。海上運送は商法中海商編に規定されて居るが、

船舶法 (明治三二年法律四六號) があり、又同時に制定された

船員法 は昭和十二年法律第七九號として改正された。更に航空については

航空法 (大正一〇年法律五四號) があり、又昭和十二年法律第四七號として制定された

防空法 は、最近益々重要性を痛感せしめる。なほ通信は大部分國營となつて居るのであつて、

郵便法 (明治三三年法律五四號)

電信法 (明治三三年法律五九號)

無線電信法 (大正四年法)
(律二六號)

等に規定されて居る。なほ産業上にも重要な度量衡については、明治四十二年法律第四號度量衡法があるが、大正十年法律第七一號による改正でメートル法専用の主義を決定した處、其後尺貫法併用論が起つて今なほ落著に至らない。其他産業法規としては

鑛業法 (明治三八年)
(法律四五號)

がある。此法律が保護する鑛業權については前に述べたが、地中の鑛物は國有で鑛業權者が採掘權を與へられるのである。海川の魚類には持主がないので、所謂「無主物先占」の理によつて誰でもとり得るのだが、漁場を定め出願して

漁業權を得ると、其水面の漁業は其者の獨占權になる。漁業に關するそれ等の事を規定して居る法律が

漁業法 (明治四三年)
(法律五八號)

である。これと對句になりさうに思はれる

狩獵法 (大正七年法)
(律三二號)

は趣を異にした法律で、鳥獸の濫獲を禁じてその保護蕃殖をはかり獵具の種類・獵法等を制限して一般の危險を防ぐ法律である。以前には狩獵禁止の鳥獸を「保護鳥獸」として列記したが、現行法は捕獲し得べきものを「狩獵鳥獸」として算えて

居る。又

森林法 (明治四〇年)
(法律四三號)

といふ森林に關する保護監督の行政規定と森林に關する特別刑法とを内容とする法律、

牧野法 (昭和六年法)
(律三七號)

といふ牛馬の生産飼育の爲め放牧又は採草を爲す土地の改良維持を目的とする法律などがある。更に又

産業組合法 (明治三三年)
(法律三四號)

があつて産業組合(信用組合・販賣組合・購買組合・利用組合)の基準を示し、其他

重要物産同業組合法 (明治三三年)
(法律三五號)

工業組合法 (昭和六年法)
(律六二號)

商工會議所法 (昭和二年法)
(律四九號)

等があつて、業者の協力による商工業の改善發達を圖つて居る。又農業の改良發達については

農會法 (大正一一年)
(法律四〇號)

水産業については

水産會法 (大正一〇年)
(法律六〇號)

がある。なほ「食糧自給ノ強化ヲ圖ル爲農地ノ造成及改良ヲ促進

スルヲ目的」として制定された

農地開發法 (昭和一六年法律六五號) が注目される。ところで産業法についての近時の趨勢は

産業統制立法 であつて、産業の維持發達並に消費者の利益保護其他公益維持の爲め需給關係を調節する目的を以て經濟取引の自由を制限することを内容とする立法が目立つて多くなつて來た。例へば

重要産業ノ統制ニ關スル法律 (昭和六年法律四〇號)

米穀統制法 (昭和八年法律二四號)

米穀自治管理法 (昭和一一年法律二二號)

米穀配給統制法 (昭和一四年法律八一號)

石炭配給統制法 (昭和一五年法律一〇四號)

重要輸出品取締法 (昭和一一年法律二六號)

外國爲替管理法 (昭和八年法律二八號)

貿易調節及通商擁護ニ關スル法律 (昭和九年法律四五號)

貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律 (昭和一二年法律七三號)

の類である。此類の統制立法で我々の日常生活に最も直接の關係があるのは

暴利取締令 である。これは一定の物品につき暴利を得る目的を以て買占・賣惜を爲し

又は暴利を得て販賣する者を取つて押へようといふのであつて、當初大正六年農商務省令第二〇號として制定されたものは「傳家の寶刀」と謂はれて殆ど實際に抜き放されたことがなく、大正十二年の關東大震災直後には別に緊急勅令が施行されて大に成績を挙げたが、昭和十二年八月三日商工省令第一〇號によつて改正擴張されて以來は、支那事變下の戦時體制に於て頗る活躍して居る。此制度の必要と效用については今日に於ては既に多言を要せぬが、法律問題としては、民法商法にも關聯のある重大制限であるから少くも其根本規定は命令でなく法律を以てすべきだつたらうといふことが考へられる。震災後の取締が法律に代るべき緊急勅令を以てされたのこそ正當な態度であつた。其他戦時統制立法としては、大正七年法律第三八號

軍需工業動員法 を支那事變に適用する昭和十二年法律第八八號「支那事變ニ關聯シ物

資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國內資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス」る

臨時資金調整法 (昭和一二年法律八六號)、「支那事變ニ關聯シ海上ニ於ケル一般交通運輸ノ調整ヲ圖

ルヲ目的トス」る

臨時船舶管理法 (昭和十二年法律九三號) 等續々制定される。更に年來の所謂「電力國營問題」を解決した昭和十三年法律第七六號

電力管理法 は、最近の最も注目すべき統制立法であつて、「電氣ノ價格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ圓滑ナラシムル爲政府ハ本法ニ依リ發電及送電ヲ管理ス」ることとなつた。電氣事業については明治四十四年法律第五五號を更に全部的に改正した昭和六年法律第六一號

電氣事業法 があるのだが、それだけでは足りぬといふのである。扱てこれ等の統制立法は、要するに法律が個人本位から社會本位に進化する現象であるが、其現象の最も著しいあらはれは所謂

社會立法 である。社會立法は社會政策實現のための法規の制定であるが、其先驅をなしたものは

労働法 であり、其中でも先づ以て

工場法 である。工場労働の職工に及ぼす危害の豫防並に救済のため工場設備・事業方

法等を取締り、其他事業主に職工保護のため必要な義務を課する法律であつて、明治四十四年法律第四六號として制定されたが、準備に手間取つて大正五年九月一日からヤット施行された。此法律の特徴は、原法は大綱に止めて具體的細目を勅令たる「工場法施行令」及び省令たる「工場法施行規則」に譲つてあることであつて、隨時の改正擴張が期待される制度には斯ういふ建て方が便利である。即ち工場法令は大正八年第一回國際労働總會に刺激されて大正十二年に面目一新の大改正があり、爾後數回の改正があつた。斯くして工場労働者の保護は段々と具體化したのに、商店の従業員の保護が缺け、殊に職工には労働時間の制限があるのに小僧さんは早朝から夜半まで店にすはらされて居ることが兼々問題になつて居たが、昭和十三年法律第二八號として

商店法 が制定され、商店の營業時間制限其他が規定された。又工場労働者のみが保護されて所謂自由労働者が救済されぬといふ遺憾もあつたが、昭和六年法律第五四號

労働者災害扶助法 によつて土石採取・土木工事・運輸等に従事する労働者の業務上の傷病死亡等の場合の當人又は遺族の扶助が行はれることになつた。更に又労働争議の際常にやかましい問題になる解雇手當につき、昭和十一年法律第四二號

退職積立金及退職手当法 が出来て、労働者の退職（解雇・死亡を含む）の際本人・遺族等に一定金額を支給して其生活を維持させる制度が確立した。又労働者の傷病・死亡・分娩に備へる社會保險制度として大正十一年法律第七〇號

健康保險法 が制定され、昭和二年から全部施行されることとなつたが、更にこれを國民に押しひろげ「相扶共濟ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スヲ目的トスル」

國民健康保險法 が、數年の論議の末、昭和十三年法律第六〇號として成立し、又昭和十四年法律第七二號として所謂サラリーマンのための

職員健康保險法 も制定された。保險制度は近來産業立法・社會立法に於て頻りに活用されるのであつて、例へば

家畜保險法 (昭和四年法律一九號)

漁船保險法 (昭和二年法律二三號)

農業保險法 (昭和十三年法律六八號)

船員保險法 (昭和十四年法律七三號)

労働者年金保險法 (昭和十六年法律六〇號) 等が注目される。又前記健康保險は醫療問題と關聯する

が、醫事立法としては

醫師法 (明治三十九年法律四七號)

傳染病豫防法 (明治三〇年法律三六號)

醫療保護法 (昭和十六年法律三六號) 等がある。更に

救貧法 としては、明治七年太政官達第一六二號

恤救規則 があつたのみで久しく不完全だつたが、昭和四年法律第三九號として

救護法 が制定され、昭和七年一月一日から施行されて、貧困の爲め生活困難な老衰者・

幼者・妊産婦・不具者並に病者が救護されることになり、救貧制度が漸く確立した。其後

親子心中等の悲惨事の頻發に刺激されて、昭和十二年法律第一九號

母子保護法 が制定されたが、此制度を救護法から離して立法したのは、國家が特に母

性尊重に留意することの宣言として意味があること、及び昭和八年法律第四〇號

兒童虐待防止法 の如きも其名稱に教育的指導的意味があることは前にも述べた。又軍

人の救護に關する制度としては、明治三十九年

傷兵院法 がある。戦闘又は之に準ずる公務の爲め負傷・罹病した軍人の收容救護を目的とする法律であつて、當初の名稱は「廢兵院法」であつたが、昭和九年法律第一二號による改正の際現在の名稱になつた。傷兵院の救護を受ける以外の傷病兵・其家族遺族・下士官兵の家族遺族等で生活に困難な者を救濟するための法律が、大正六年法律第一號

軍事扶助法 である。これも當初は「軍事救護法」であつたが、昭和十二年の改正の際改稱したのである。又職業問題に關しては大正十年法律第五五號

職業紹介法 があつて、無料職業紹介所制度を規定したが、昭和十三年法律第六一號による改正で、從來主として市町村營であつた職業紹介所が全部國營となつた。其他社會事業に關して種々の法令があり、又時代の要求に應じて段々と増加することであらうが、昭和十三年法律第五九號

社會事業法 によつて、社會事業の助成監督が法規化された。又近年國民體位の問題が重視され來つて、「國民體力ノ向上ヲ圖ル爲……國民ノ體力ヲ検査シ其ノ向上ニ付指導其ノ他必要ナル措置ヲ爲ス」といふ

國民體力法 (昭和十五年法律一〇五號) 及び「惡質ナル遺傳性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防遏ス

ルト共ニ健康ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ圖リ以テ國民素質ノ向上ヲ期スル」ための「優生手術」(所謂斷種)に關する

國民優生法 (昭和十六年法律一〇七號) が制定され、社會教育に關する法律としては

映畫法 (昭和十四年法律六六號) が出來た。次に

自治制 に目を通さう。先づ

市制 (明治四十四年法律六八號) 及び

町村制 (明治四十四年法律六九號) であるが、當初明治二十一年に制定されて翌二十二年四月一日から

施行された。憲法と雁行しての劃期的立法であつて、發布の際には詔勅を下され又詳細の説明書が添へられた。明治四十四年に全部的に改正されたのが現行法であつて、其後も數回の改正があつたが、大正十五年の改正によつて帝國議會と同様市會・町村會にも普通選舉制度が採用された。又

府縣制 も明治二十三年に制定されたが、明治三十二年法律第六四號によつて全部的に改正されたものが現行法であり、其後市制・町村制と併行して改正され來つた。なほ北海道については明治三四年法律第二號

北海道會法 がある。一轉して

刑法 系統の法規を見渡すと、明治初年の刑法たる明治三年の

新律綱領 及び明治六年の

改定律例 は支那流の刑法であつたが、明治十三年太政官布告第三六號の所謂

舊刑法 に至つて西洋流の刑法となり、それが更に全部的に改正されて明治四十年法律

第四五號の

現行刑法 になつたのである。然るに目下再び其全部的改正が問題になつて居るのであつて、大正十五年には「刑法改正ノ綱領」が臨時法制審議會によつて議決され、昭和十五年「改正刑法假案」が發表された。なほ比較的輕微な警察義務違反行爲の處罰につき明治初年に

違式註違條例 なるものがあつたことは前に述べたが、舊刑法はそれをも取り入れて犯罪を重罪・輕罪・違警罪に三分し、現行刑法は此三種別を廢して違警罪に當る規定を刑法から分離した。それが明治四十一年内務省令第一六號

警察犯處罰令 である。特別刑法としては

陸軍刑法 (明治四一年) 及び (法律四六號)

海軍刑法 (明治四一年) があるが、其他刑事及び警察に關する特別法令の重なるものを拾つ

て見ると、國體變革及び私有財産否認を目的とする運動を取締るための

治安維持法 (大正一四年) 集會・結社・多衆運動の取締及び罰則を定めた

治安警察法 (明治三三年) 團體若くは多衆の威力を示し又は兇器を所持して暴行・脅迫・

面會強制等を爲す所謂暴力團體的行爲を取締る

暴力行爲等處罰ニ關スル法律 (大正一五年) 常習強竊盜の防止及びこれに對する正當防

衛を規定する

盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律 (昭和五年) かの二・二六事件後怪文書の横行を防止す

る目的で制定された

不穩文書臨時取締法 (昭和一年) 又古い規定で今でも役に立つて居るものには

爆發物取締罰則 (明治一七年) がある。烟草や酒を法律で禁すべきか否かは兼て問題にな

つて居る所で、米國が禁酒法を布いて失敗したことは御承知だが、我國では

未成年者喫煙禁止法 (明治三三年) 及び (法律三三號)

未成年者飲酒禁止法 (大正一一年) (法律二〇號) が出來て居る。其程度が至極適當と思ふが、其範圍ではモット勵行して貰ひたい。又軍事に關するものとしては

軍機保護法 (明治三二年法) (律一〇四號)

要塞地帯法 (明治三二年法) (律一〇五號)

防禦海面令 (明治三七年緊) (急勅令二號)

等があつたが、事變後新たに、「國防目的達成ノ爲軍用ニ供スル人的及物的資源ニ關シ外國ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏泄ヲ防止スルヲ以テ目的トス」る

軍用資源秘密保護法 (昭和一四年) (法律二五號) 及び「國防上外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル外交、

財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナル國務」に關し御前會議・樞密院會議・閣議・帝國議會の秘密會議等に付せられた「國家機密」を保持するための

國防保安法 (昭和一六年) (法律四九號) が制定された。次は手續法であるが、先づ第一に

民事訴訟法 がある。民事裁判所に於ける訴訟手續の規定であつて、明治二十三年法律

第二九號として制定され、第一編「總則」・第二編「第一審ノ訴訟手續」・第三編「上訴」・

第四編「再審」・第五編「督促手續」・第六編「強制執行」といふことになつて居る。其中

第一編乃至第五編は大正十五年法律第六一號として全部的に改正されて、昭和四年十月一日から施行されたが、第六編の強制執行法についても目下改正案の立案中である。訴訟についての昔からの問題は

裁判の遅延 であつて、改正民事訴訟法も相當に訴訟の促進を工夫した様だが、十分の實效を擧げ得たかどうか疑はしい。なほ國家側では

小額裁判所 (Small claims court)、民間には

法律扶助會 (Legal aid society) 等の施設を考慮せねばなるまい。更に民事訴訟手續中

でも、婚姻事件・養子縁組事件・親子關係事件・相續人廢除事件・隱居事件・禁治産及び準禁治産並に失踪に關する手續は、普通の手續とは趣を異にせねばならぬので、民法制定と同時に明治三十一年法律第一三號

人事訴訟手續法 を以て其規定をした。又民事裁判所の取扱ふ事件で訴訟でない手續の規定たる明治三十一年法律第一四號

非訟事件手續法 及び民法商法の規定により執達吏又は區裁判所が動産又は不動産の競賣を行ふ手續を定めた明治三十一年法律第一五號

競賣法 も同時に制定されたが、前二者は親族法・相續法の改正と關聯して改正せらるべきであり、又競賣法の改正は前記強制執行法と併せて計畫されて居る。債務者が其債務を完済することが不能な状態に陥つた場合に債務者の總財産を總債權者に公平に配當辨済する制度に關しては、一般人については明治五年太政官布告第一八七號

華士族平民身代限規則 次いで明治二十三年法律第六九號

家資分散法 があり、商人については明治二十三年法律第三二號

舊商法破産編 があつたが、大正十一年法律第七一號

破産法 に至つて統一的破産制度が行はれることになつた。更に又破産までに至らしめず問題解決するための

和議法 も大正十一年法律第七二號として同時に制定されたが、この破産及び和議の制度も亦其改正が計畫されて居る。訴訟當事者其他の關係人の委嘱又は官廳の委任により民事刑事に關する訴訟行為其他一般の法律事務を行ふ辯護士については、其職務・資格・權利義務・辯護士會及び懲戒を規定する

辯護士法 がある。明治二十六年法律第七號の舊法が昭和八年法律第五三號によつて全

部的に改正され昭和十一年四月一日から施行されたのが現行法であるが、婦人辯護士を認めめたことが注目される。而して辯護士にあらざる者が營利的に法律事務を行ふ所謂「三百代言」を禁壓するための昭和八年法律第五四號

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律 も同時に施行された。又裁判の執行・訴訟書類の送達等を行ふ執達吏、及び公正證書の作成・私署證書の認證等に當る公證人に關する

執達吏規則 (明治二三年法律五一號) 及び

公證人法 (明治四一年法律五三號) も此邊に擧げて置かう。ところで裁判所の公權的判斷によつて紛

争を強制的法律的に裁斷する民事訴訟を補ふに第三者の仲介により當事者を互讓せしめて圓滿適當の解決を期する

調停制度 を以てすることが近來の傾向であることは、次章に述べるが、此制度と關聯して最初に問題になつたのは

家事審判所制度 であつて、家庭内親族間の紛争を「道義に本づき溫情を以て」解決しようといふ所から、親族法・相續法改正案の前提として臨時法制審議會から答申されたが、これは審判と調停とを併せたものであつた。しかし第一に採用された調停制度は大正十一

年法律第四一號

借地借家調停法 であつて、借地法・借家法の施行に伴ひ地主借地人・家主借家人の間を圓滿ならしめんがために制定されたのであるが、大正十二年の大震災後大に其機能を發揮した。政府は其好成績に氣をよくして、

小作調停法

(大正一三年法律一八號)

商事調停法

(大正一五年法律四二號)

勞働爭議調停法

(大正一五年法律五七號)

金錢債務臨時調停法

(昭和七年法律二六號)

と續々制定し、更に昭和十四年法律第十一號として、前記家事審判所案の一半たる

人事調停法

を採用した。刑事裁判所の手續規定は即ち

刑事訴訟法

である。其先驅は明治十三年の「治罪法」であるが、其後明治二十三年法律第九六條が制定され、それを全部的に改正した大正十一年法律第七五號が現行法である。それと殆ど同時に刑事事件につき裁判官ならざる陪審員をして事實の判斷を爲さしめる制度を採用することとなり、大正十二年法律第五〇號

陪審法

が制定されて昭和三年十月一日から實施されたが、英國傳來の此制度も我國の水には合はぬかして、豫期の如くは行はれぬ様である。今一つ注目すべき法律は昭和六年法律第六〇號

刑事補償法

であつて、冤罪者に對して國家が補償を與へることになつた。刑の執行に關しては明治四十一年法律第二八號

監獄法

があり、大赦・特赦・減刑及び復権については大正元年勅令第二三號

恩赦令

がある。又軍に屬する特別刑事裁判所たる「軍法會議」については

陸軍軍法會議法

(大正一〇年法律八五號) 及び

海軍軍法會議法

(大正一〇年法律九一號) があり、普通裁判所と軍法會議との關係は、

刑事交渉法

(大正一〇年法律九二號) によつて規定された。扱て犯罪の取扱について問題になるのは

少年犯罪であるが、大正十一年法律第四二號

少年法

は十八歳以下の犯罪少年を「少年審判所」に於て特別取扱する方針を採用し、而してそれ等の少年は刑務所に入れずに

矯正院法

(大正一二年法律四三號) によつて矯正院(少年院と稱する)に收容することにした。他方十

四歳未満の不良少年のためには明治時代から「感化院」の施設があり、明治三十三年法律第三七號「感化法」が行はれて居たが、昭和八年法律第五五號による全部的改正の際

少年教護法と改題し、施設も「少年教護院」と改稱することとなつた。前にも二三の

有開法學七
四話

例があつたが、立法者はとかく名稱の變更が好きだ。「傷兵院法」の場合などは尤もな様だが、「少年教護法」と改稱の必要は疑はしく、且又「救護法」と文字も發音もまぎらはしくていけない。なほ矯正院は司法省の管轄、少年救護院は厚生省の管轄であつて、重複も矛盾もあり得るが、斯ういふ割據主義を今少しく整理融通して、系統立つた少年保護法を作りたいものだ。更に昭和十四年法律第四二號として

司法保護事業法

が出来、民間司法保護事業を一層監督助成することになつた。最後に

憲法第六一條に所謂「行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタルトスル訴訟」を受理裁判する制度として明治二十三年法律第四八號

行政裁判法

があるが、不備の點が少くないので久しく改正が要望され、昭和三年臨時

法制審議會答申の「行政裁判法改正綱領」に基き、昭和五・六年の頃「行政裁判所法案」

及び「行政訴訟法案」が作成公表された。又明治二十三年法律第一〇五號

訴訟法

についても、同様の経過で「訴訟法案」が提示されて居る。扱て斯様にならべ立てると際限がない故、行政法規等にはまだ色々あるけれども、此程度にして置かう。列擧の趣意は必しも網羅的たらんとするのではない。所謂「六法」のみが法律ではないといふことを印象附けたいのである。以上は

國內法

であるが、これに對して

國際法

がある。國家間の合意に基づいて専ら國家間の關係を規律する法である。國際法を構成する國家間の合意は明示的又は默示的になされる。前者は

法窓夜話一
五二話

條約であり、後者は

國際慣習

である。國際法を以前には「國際公法」と言つた所から、それに對して

國際私法

といふ名稱が用ひられて居るが、これは實は國際法ではないのである。前に

法窓夜話五
三話

「法律の效力」の章に述べた通り、各國の私法が屬人的效力と屬地的效力とをもつて居るので、場合によつて「法律の衝突」が起る。例へば横濱の商人とロンドンの商人とがパリで取引をする場合に適用されるのは日本商法か英國商法か佛國商法か、日本男子と米國婦人とが英國で結婚する場合にほどここの法律が適用されるか、といふ様な問題が起る。其場

合の準據法を指定するのが所謂國際私法であるから、正に國內法であつて、我國では前記の法例第三條以下がそれに當る。即ち前掲第一問題については、法例第七條第二項は原則として行爲地法即ち佛國商法に依るべきものとし、第二問題は法例第一三條第一四條に、婚姻成立の要件は各當事者の本國法即ち夫については日本法・妻については米國法に依るべく、婚姻の方式は婚姻舉行地の法律即ち英國法に依ることを得べく、婚姻の効力は夫の本國法即ち日本法に依るべきもの、と解決されて居る。

第十章 法律の動向

前章に於て我々は實に數多い現行法規があることを知つた。これ等は即ち

成文法 であつて、此外に慣習法及び判例法があることは前に述べたが、我國現在の法律は大體成文法で出来上つて居る。成文法は文字文章の形式に固定したものであつて、慣習法・判例法のように流動的でないから、たとひ制定當時に完全周到であつても、必しも永久不變的ではあり得ない。そこで前章にも指摘された通り頻々として

法律の改正 が起るのであつて、根本原則に於て萬古不磨たること勿論なる帝國憲法についてすら、其上諭中に「將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ」と宣はせられて居る。而して法律の改正は單に其後の立法によつて形式上行はれるのみならず、解釋適用によつて實質上行はれることも前に述べた所である。而して法律改正の必要は先づ以て

事情の變化・新事物の發生 等によつて生ずる。例へば、明治二十九年の民法はラムプ

の下で起草された法律だから、電氣の事を考へて居ない。第八五條に「本法ニ於テ物トハ有體物ヲ謂フ」とあつて、電氣が含まれて居ないために、忽ち電氣盗用は竊盜なりやといふ實際問題を生じた。下級審が然らずとして無罪の判決をしたのに對して、明治三十六年五月二十一日大審院刑事部判決(刑事判決録九 輯八七四頁)は

「電流ハ有體物ニアラザルモ、五官ノ作用ニ依リテ其存在ヲ認識スルコトヲ得ベキモノニシテ、之ヲ容器ニ收容シテ獨立ノ存在ヲ有セシムルコトヲ得ルハ勿論、容器ニ蓄積シテ之ヲ所持シ、一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ移轉スル等、人力ヲ以テ任意ニ支配スルコトヲ得ベク、可動性ト管理可能性トヲ併有スルヲ以テ、優ニ竊盜罪ノ成立ニ必要ナル竊取ノ要件ヲ充タスコトヲ得ベシ。」

といふ名判決をしたけれども、當時の刑法の文字解釋としては相當無理であつた。そこで明治四十年の刑法は「竊盜及ヒ強盜ノ罪」の章劈頭の第二三五條に、竊盜の定義はやはり「他人ノ財物ヲ竊取」といふことにして置き、最後の第二四五條に「本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物と看做ス」と規定することによつて問題を解決した。他方法律の形式上又は實質上の改正は又

思想の變轉 によつて起り得る。第二章に於ては法律が過去に於て如何に進化し來つたかを述べたが、本章は主として法律が思想の變轉に伴つて現在如何なる方向に動きつつあるかを

法律の動向 として取扱つて見たい。法律は先づ

制度の目的 が如何に考へられるかによつて變轉する。例へば婚姻法は婚姻なる制度の目的觀によつて左右される。支那の唐令・我國の大寶令等東洋古代の法律の婚姻制度は、婚姻の目的は家名を傳へ祖先の祭祀を嗣ぐに在るといふ考へ方に基づくが故に、「無子」を以て離婚原因とした。近代法は婚姻の目的を肉體的結合に求めずして夫婦の精神的共同生活に在りとする。従つて無子を離婚原因とせず又ロシア帝政時代の舊法の如く老齡者の結婚を禁ずる様なことはしない。然るに現在のドイツ・ナチスの法律論では婚姻の目的を民族の維持にありとするが故に、再び生殖不能が離婚原因たらんとしつつある。要するに制度の目的如何は立法に於て又法文の解釋に於て特に留意せねばならぬ所であるが、從來ややもすれば法律が一旦成立すると其解釋適用に當つて立法の目的が忘却し去られる嫌があつた。然るに支那事變勃發以來の立法が其法文中に

立法目的を明示する傾向があるのは、頗る注目すべき現象である。即ち昭和十二年、十三年の新立法には

臨時資金調整法第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲國内資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

臨時船舶管理法第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ海上ニ於ケル一般交通運輸ノ調整ヲ圖ルヲ目的トス

臨時農村負債處理法第一條第一項 本法ハ支那事變又ハ支那事變ニ際シテノ滿洲ニ於ケル軍事行動ニ關シ戰鬪其ノ他ノ公務ニ從事シ爲ニ死歿シタル者ノ遺族又ハ之ガ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者若ハ其ノ家族ニシテ農山漁村ニ居住スルモノ（以下戰死傷者遺家族ト稱ス）ノ經濟更生ヲ圖ル爲其ノ負債ヲ處理スルコトヲ目的トス

農地調整法第一條 本法ハ互讓相助ノ精神ニ則リ農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及

農業生産力ノ維持増進ヲ圖リ以テ農村ノ經濟更生及農村平穩ノ保持ヲ期スル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

工作機械製造事業法第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル工作機械製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

國民健康保險法第一條 國民健康保險ハ相扶共濟ノ精神ニ則リ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スヲ目的トスルモノトス

庶民金庫法第一條第一項 庶民金庫ハ庶民金融ノ圓滑ヲ圖ルコトヲ目的トス
職業紹介法改正法律第一條 政府ハ勞務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲本法ニ依リ職業紹介事業ヲ管掌ス

といふ風な規定が見え、爾後此流儀が續けられて居る。而してこれ等の目的條項は大體に於て法律の動向が

個人本位から共同生活本位に嚮つて居ることを示す。此動向は民法についても顯著である。現代の民法の本案本元が一八〇四年の佛民法であることは前に述べたが、其佛民法の三大原則なるものが今日の民法の——従つて又我民法の——基礎觀念である。

其第一原則は

個人財産尊重の原則 である。換言すれば所有権絶対の原則であり、私有財産制度であつて、即ち民族的・家族的・部落的財産を認めずして總ての財貨を原則として個人のものに歸屬せしめ、其所有の内容を目的物の最も自由な利用と處分とに存せしめ、其權利を絶対のものとして國法上充分に保護しようといふのである。我國の現行制度も亦此原則の基礎の上に立つのであつて、民法は所有權を所有者が「自由ニ其所有物ノ使用、收益及ビ處分ヲ爲ス權利」なりとし(二〇)、刑法は所有權の侵害を處罰し、又治安維持法は私有財産制度否認を目的とする結社を禁壓する。而して此基本觀念は永久に變らぬであらうが、近來所有權を絶対無限なりとする考へ方が段々と變つて來たことは前に述べた通りであつて、即ち個人財産尊重の原則の制限が今日の傾向である。而して其制限は一方には立法上行はれ、他方には裁判上行はれる。立法上の所有權制限は前章に掲げた近時の土地立法及び戰時立法に著しい。裁判上の所有權制限として注目すべきは、裁判所が近年頻りに利用する

權利ノ濫用ハ權利ニアラス の法理である。これは即ち、權利は個人的制度ではなく社

會的制度であるから其權利の社會的存在理由を超過して却つて社會生活を害する如き權利の行使を許すべきでない、といふ考へ方である。ドイツ民法第二二六條は

權利ノ行使ハ他人ニ損害ヲ加フルノミニノ目的ヲ有スルトキハ之ヲ許サズ。

と規定して、權利濫用禁止の一端を開いたが、主觀的標準を用ひ且「ノミノ」と限定した所が甚だ物足りない。然るに其後のスイス民法に至つて第二條第二項に

權利ノ明白ナル濫用ハ法律ノ保護ヲ受ケズ。

と客觀的包括的に規定した。我民法には此規定がないが、權利の性質上當然の事であるから、同様に解すべきであり、規定がないから却つてドイツ民法の様に狭く考へるに及ばず、スイス民法流に廣く解釋することが出来る。判例にあらはれた權利濫用は多く土地についてであるが、それに二つの型がある。其一は、たとひ自分の所有地内に於てであつても甚しい近所迷惑になる事をしてはならぬ、といふのであつて、松の樹の近くに機關車の給水タンクを造つたので給水中の機關車の出す煙で松が枯れたといふ所謂「信玄旗立松事件」

(大正八年三月三日大審院判決、民事判決録二五輯三五六頁)、ビルディング建築の基礎工事杭打ちの震動が隣家を傾斜させた「日本興業銀行神戸支店事件」(昭和六年一月二日大阪地方裁判所判決、法律新聞三三三九號四頁)、他家の泉水の涸れるのも構は

判例百話七
二話
有閑法學四
六話

す池を掘つた「玉川養魚地事件」(昭和一〇年一〇月二八日東京地方民事)等が有名である。第二の型は、先方に取つては必要で當方に取つては無害な立ち入りを單に所有地なりとの理由のみで拒否することであつて、所有地の一隅をわづかに通過して居る引湯管の撤去を要求して権利濫用なりとされた「宇奈月温泉事件」(昭和一〇年一〇月五日大審院判決)が其適例である。かの漱石先生の「吾輩は猫である」に苦沙彌先生が落雲館中學の生徒のボール拾ひに惱まされるくだりがあるが、あれはわざとボールを投げ込むのだから問題にならぬけれども、つひころがり込んだボールを取りにはいらして下さいと頼んで来たとき、吾輩の所有地だからはいつてはいかん拾つてもやらんと拒絶したら、それは権利濫用になるといふのであつて、ここまで来ると権利濫用の法理も徹底し、所有權絶対の鐵則の一角が突破されたものと謂つてよい。佛民法の第二原則は

契約自由の原則 である。個人は社會生活に於て自己の意思によつて自由に契約を爲すことを得べく國家はこれに對し原則として何等の制限をもなすべきでない、といふ考へ方である。契約自由にも、(1)契約締結の自由・(2)契約内容の自由・(3)相手方選擇の自由及び(4)契約方式の自由がある譯だが、ここで問題になるのは主として(1)及び(2)である。元來

契約觀念 は西洋に於ては相當に古い話だ。我國の國體が萬邦無比であることは今更説明するまでもないが、其一相違點は、我國には國家を契約なりとする觀念が絶対になく、これに反して西洋諸國の國家思想は當初から契約觀念であることである。即ち舊約全書にあらはれて居るユダヤ人の國家思想法律思想は、舊約といふ名が既に示す如く、神と人ととの契約といふ觀念に出發する。人類の先祖は代々繰返して神と契約を結んで居り、ユダヤの律法の根本憲法とも謂ふべき「十誡」を神が書き附けてモーゼに與へた二枚の石の板は「契約の板」であるといふ様な譯で、契約といふ言葉は舊約全書の中にうるさい程出て來る。それは

神人契約 であるが、其考が一轉して中世の封建的國家に於ては君主と臣民との契約といふ觀念になつた。即ち

君民契約 であつて、國王は臣民に對して善政を約せるが故に、虐政あれば契約違反として放伐せられ、臣民は國王に對して服従を約せるが故に、國王の法令に背けば契約違反として處罰されるのである。然るに近代に至つて個人自由・天賦人權の思想が勃興すると共に、契約觀念は更に一轉して國家及び法律を人民相互の契約即ち

續有開法學
一四話續有開法學
學一二話

人民契約・社會契約 なりとする思想となつた。其代表的論者はロック (John Locke, 1632-1704) の「國家論」(Two Treatises on Government, 1690) 及びジャン・ジャック・ルソー (Jean Jacques Rousseau, 1712-78) の「民約論」(Du Contrat social, 1762) といふことになつて居るが、所謂「契約説」は必しもロック、ルソーの新發明ではなく、又其説が天下を風靡したのも元來キリスト教的契約觀念が一般に行き互つて居たからだとも言ひ得るであらうか。而して其思想が絶頂に達したあらはれが一七八九年八月二十六日フランス革命の「人權宣言」であつて、人は生れながらにして天賦の自由を有し其社會關係は悉く此自由に基く契約によつて決定せらるべきもの、といふことが法律思想として確立されるに至つた。成程フランス革命の旗じるしたる「自由・平等・友愛」なることに契約觀念はピッタリあてはまるのであつて、各個人の對等と其意思の自由とを害しないで人と人との圓滿な關係を設定し得るのは契約の外ないといふことになりさうだ。英國の大法律家メーン(H. G. Sumner Maine, 1822-88) は其名著「古代法」(Ancient Law, 1861) に

身分から契約へ (From status to contract) なる法律進化の標語を掲げたが、一七九一年のフランス革命憲法が

婚姻ハ民事契約 (contrat civil) ニ外ナラザルモノト認ム。

と宣言した如きは其好適例である。斯くして其革命後に出來た佛民法が前述個人財産權尊重の原則と共に契約自由の原則を以て根本原則としたのは、成程さうありさうな事であつた。即ち契約を締結するとせざると、又如何なる内容の契約を締結するかは、各人の自由に屬し、法律はそれに干渉しないのを民法の根本義とするのであつて、換言すれば

私法自治の原則 である。至極尤もな事であつて、各人の競争心を刺戟し、創意による敏活な活動を促し、取引關係が今日の様に發達したのは此原則の御蔭と言つてよい。米國などでは元來憲法から契約主義に出來て居るので、かのルーズヴェルト大統領の新政策に對しても契約自由の原則に反するが故に違憲なりとの反對論が起るのである。しかし法律觀念が個人本位から共同生活本位に進み來つた今日になつて見ると、此原則も亦決して絶對的ではあり得ないのであつて、

契約自由の制限 といふことが段々と問題になつて來たのは、必然の動向である。既に民法にも

公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行爲ハ無効トス

といふ有名な第九〇條の規定があつて、これ即ち契約の内容に關する自由の制限であるが、近頃はさういふ一般的制限だけでは足りなくなつて、個々の場合についての制限が問題になつて來た。例へば

物價問題 について、當人達が承知で賣買するのだから高からうと安からうと餘計な御世話だ、といふ風に從來は考へ來つたが、一體賣買が左様に自由な契約であらうか。米屋は此何等米一升をいくらで賣ればいくら儲かるといふ算盤をはじいて値段をきめる。其値段でいやならよせと言はぬばかりの態度にもなり得る。買手の方では、其値段で高いか安いかが既に必しも判断出來ないし、又高いと思つても其米を買はなければ早速其日の食事に差支へる次第故、結局言ひ値で買はざるを得ないことになるのであつて、どうも純粹に自由な契約とは言ひ兼ねる。而して高い米を買はされて困ることは其個人一人の問題ではなく、社會全體の問題故、そこで國家が立ち入つて何等米一升いくら以下といふ様なことを法律できめようといふ考へが起る。勿論イキナリ法律による物價公定をするのが政策の宜しきを得て居るか否かは問題だが、それが契約自由の原則に反するからいけないといふ議論はもはや今日に通用せず、戦時事變下等に在つては當然の處置として何人もこれを怪

しまぬのである。前掲の暴利取締令は即ち此趣旨の制度であつて、其規定中不當の價格を以てする販賣の禁止は契約内容自由の制限であり、買占・賣惜の禁止は契約締結自由の制限である。契約自由の制限が更に著しく働くのは

勞働問題 に關してである。此場合にも從來は、いくら賃銀で働かうとも、一日何時間働かうとも、雇主と雇人との約束次第だといふことになつて居たが、それが不條理であり且弊害があることが段々考へられて來た。即ち工場主の方では、一日八十錢なら雇はう、いやならよせ、お前には限らぬ、他にも希望者がある、よし又人手が揃はなかつた所でタカが損得の問題だ、といふ様な態度である。これに反して雇はれたい方の側では、八十錢では何ほ何でもあんまりだと思つても、今日雇つて貰はなくては明日の朝の釜の蓋があかぬ、自分のみならず妻子まで飢えねばならぬ。即ち死活問題で、いやだからといつてよす譯に行かぬ。斯ういふ經濟上の優者と劣者とを向ひ合せて自由な契約をしろと言つても、全體無理な話である。そこで、

最低賃銀の法定 といふ様な契約自由の制限が問題になり得る。又例の八時間勞働といふ様な問題にしても、工場主はなるべく多くの時間働かせたがる。此場合には職工の方で

も増賃銀に釣られて何時間でも働くと言ふかも知れぬ。しかしその自由契約にまかせて置いては、國民の健康上面白くない故、少くも女子及び少年については此制限を設けねばならぬ。そこで

労働時間の制限 が實行される。前掲我國の工場法令も、まだ種々の例外や留保が附けられては居るが、原則として

- (1) 十四歳未満の者を工業に使用し得ない。
- (2) 十六歳未満の者及び女子を一日十一時間以上就業させ得ない。
- (3) 十六歳未満の者及び女子を午後十時から午前五時に至る間に於て就業させ得ない。
- (4) 十六歳未満の者及び女子には法定の休日及び休憩時間を與へねばならぬ。
- (5) 十六歳未満の者及び女子を危険な業務に就かせ得ない。
- (6) 十六歳未満の者を危険又は衛生上有害な場所に於ける業務に就かせ得ない。
- (7) 法定の病者を就業させ得ない。
- (8) 産前産後の女子を就業させ得ない。
- (9) 一年未満の生兒の哺育時間中其母を就業させ得ない。

(10) 職工の賃銀は通貨で毎月一回以上支拂ふことにせねばならぬ。

といふ様な契約自由の制限を設けた。其他電氣事業法第一七條・瓦斯事業法第一二條が契約の約款を國家的監督に服せしめた如き、借地法第一一條及び借家法第六條に

「第二條、第四條乃至第八條及前條ノ規定ニ反スル契約條件ニシテ借地權者ニ不利ナルモノハ、之ヲ定メザルモノト看做ス。」

「前五條ノ規定ニ反スル特約ニシテ賃借人ニ不利ナルモノハ、之ヲ爲サザルモノト看做ス。」

といふかなり思ひ切つた規定を設けた如き、借地借家臨時處理法第二條が

「地代、家賃、敷金其他借地借家ノ條件ガ著シク不當ナルトキハ、當事者ノ申立ニ因リ裁判所ハ、鑑定委員會ノ意見ヲ聽キ、借地借家關係ヲ衡平ナラシムル爲、其ノ條件ノ變更ヲ命ズルコトヲ得。」云々

と規定した如き、いづれも契約内容自由の制限であり、又健康保險法・國民健康保險法等は保險に強制加入させる制度であつて、元來保險にはいるはいらぬは被保險者の自由である筈の所を、その契約締結の自由を制限するのである。要するに近來の社會政策立法は十

中八九契約自由の制限に歸著するのであつて、最近の産業統制立法・戰時統制立法に至つて其傾向が益々著しく、

國家總動員法 に「國家總動員トハ戰時ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」とあつて、昭和十三年五月施行以來昭和十六年六月までに、其委任下に既に

工場就業時間制限令・學校卒業者使用制限令・從業者雇入制限令・青少年雇入制限令・從業者移動防止令・電力調整令・臨時農地等管理令・會社利益配當及資金融通令・銀行等資金運用令・價格等統制令・宅地建物等價格統制令・臨時農地價格統制令・軍需品工場事業場検査令・地代家賃統制令・小作料統制令・賃金統制令・賃金臨時措置令・會社職員給與臨時措置令・船員給與統制令・陸運統制令・海運統制令・貿易統制令・製鐵用輸入原料配給等統制令

の諸勅令が施行され、爾後も段々と各般の統制令が續出する傾向である。全體ロック、ルッソー以來從來の學者は餘りに萬事を契約で説明し過ぎた。著者がドイツに留學して居た頃ドイツの法律家の間に

アウトマートの法律論 なるものがはやつた。而して結局それは契約だといふことで結論を附けた。アウトマート即ち自動販賣器を据ゑて置くのが契約の申込であり、上の孔から十錢白銅を入れるのが承諾であつて、そこで賣買契約が成り立ち、其履行として下の口からチョコレートが飛び出す、と斯う説明するのである。成程さう言へばそんなものだが、しかし契約としては随分個性のない契約である。相手は通りがかりの誰でもよい。入れるのは必ず十錢白銅に限る。出るのは常に一定のチョコレートである。どうも自由契約とは言ひにくい。ところが同じ様な事が我々が普通に契約と考へて居るものについて珍しくない。汽車に乗つて京都に行くのは何だと法律家に尋ねると、言下に「旅客運送契約」と答へる。これは「圓タク」時代の話だが、自動車を拾ふのも同じく旅客運送契約だと謂ふ。しかしよく考へて見ると、この二つはどうも違ふ様だ。圓タクの方は値切つて負けさせることも出来ようし、負けなければやめて電車で行つてもよし、乗つた後も急いでとかユックリとかあの道を行けとかこの角を曲がれとか多少の指圖も出来るが、汽車の方は時間も賃銀も線路も速力もチャンと向ふできめて居て、何等協定の餘地がなく、さりとて今日五十三次を膝栗毛といふ譯にも行かぬ故、京都へ行くにはどうしても汽車に乗らざるを得ない。

い。それを圓タクと一律に説明しようといふのが抑も無理な話で、それは、契約(Contract)ではなくて「御規則」(regulation)だと言ひたくなる。其「圓タク」すら今日では「メーター」と改まつて、スッカリ「御規則」になつてしまつた。ところで百貨店と買手との関係や工場と職工との関係がヤハリ契約よりは「御規則」に近く、あちらのきめた通りにこちらは従ふか否かの二途あるのみで、しかもそれに従はぬと忽ち生活が脅かされる次第、而して又職工が工場にはいるのに一々工場の従業規則など讀まないことは、丁度旅客が汽車に乗るのに鐵道の規則を讀まないのと同じことであるから、何か問題が起つた時に、従業規則にチャンと書いてあるのを承知の筈ではないかと言はれては、職工もたまらない。即ち現在の所では、賣買の條件は商店側で、又勞働條件は工場側で主として定められるのであつて、謂はばアウトマーケット見た様なものであるから、國家がそこに立ち入つて契約の自由を制限するのはむしろ當然だといふことになるのである。要するに契約自由の原則を始め従來の契約萬能思想が著しく變つて來たことを注目すべきである。次に佛民法の第三原則は

自己責任の原則 である。これは他面から言へば

過失主義 であつて、自己の過失についてのみ責任を負ひ、自己に過失なき事柄については責任を負はぬといふのである。個人主義・意思主義の立場から言へば當然の事で、佛民法がこれを原則にしたのも成程と肯かれる。元來責任觀念は連帶責任から單獨責任へ進化したと謂ひ得る。舊約全書を通讀して見ると、所々に矛盾があることに氣が附く。しかし舊約全書は一時に書かれたものではないのだから、これは矛盾ではなくて思想の變遷なのである。ところで出埃及記第二〇章五・六には

我エホバ汝の神は嫉む神なれば、我を惡む者にむかひては父の罪を子にむくひて三四代におよぼし、我を愛しわが誠命を守る者には恩恵をほどこして千代にいたるなり。

とあつて所謂「連座」の主義を示して居るが、申命記第二四章一六には

父はその子等の故によりて殺さるべからず、子等はその父の故によりて殺さるべからず、各人おのれの罪によりて殺さるべきなり。

と反對の主義を明言して居る。更に耶利未亞記第三章二九・三〇に
その時彼らは父が酸き葡萄を食ひしによりて兒子の齒齧くと再びいはざるべし。人はおのゝ自己の惡によりて死なん。凡そ酸き葡萄をくらふ人はその齒齧く。

とあるのは、明白に連帶責任から個人責任への變轉を示して居る。以西結書^{エゼキヤ}第一八章一—三にも同様の記事がある。西洋中世又我國徳川時代までの法律は、一人に犯罪又は過失があるとの罪もない其親族とか五人組とかを民刑兩方面の責任に連座させた。それが甚だ不當だといふので、過失ある所にのみ責任あり、といふことが現代法の原則になつたのであつて、我民法不法行爲の規定も

第七〇九條 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ、之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ。

と、佛民法自己責任の原則を採用したのである。それ故是非の辨別のない未成年者や又は精神錯亂者が他人に害を加へても、其者には責任がなく、親權者・後見人其他其者を監督すべき法律上の義務ある者が責を負ふが、これも監督義務を怠らなかつたならば責任はないのであつて、ただ監督を怠らなかつたといふことを自分の方で證明せねばならぬために、訴訟上不利益なだけである^(七一二條)。又酒亂で人をなぐつたについては責任はないが、酒の上の悪いことを知りながら酒を飲んだのが過失だから責任がある、と斯う説明される^(七一二條)。又例へば飼犬が他人に食ひついたときには飼主に損害賠償責任があるが、これも^(七一二條)。

「相當ノ注意ヲ以テ其保管ヲ爲シタ」といふことを證明すれば責任解除で、これ亦過失責任である。我民法は大體此流義で一貫して居るが、しかし此過失主義は、少くも民法の範圍では、時に却つて制度の精神にかなはぬ結果を生ずる。前記の幼兒や精神病者の加害にしても、刑法で其加害者を罰すべきではないが、もし其幼兒又は精神病者に財産があるならば、其財産から被害者に損害賠償を與へてよからうではないか。如何に相手が氣違ひだからといつて、全然殺され損といふことになつては不當である。不法行爲を罰するのはむしろ刑法の目的で、民法はそれを主とすべきでなく、ここに生じた此損害を誰に負擔させるのが共同生活上最も公平かといふことが中心問題たるべきである。共同生活は互に扶け合ふ生活であると同時に、互に害し合ふ一面があることは免れ得ない。しかし或人の生活が他の人の生活を害することが特に普通以上に甚しく、殊にそれが不法不當の侵害であれば、被害者を其儘泣寢入にさせてしまつては不公平である。一室に大勢の人が居れば、賑かだよい代りに銘々の呼吸で室内の空氣をよごす。これは共同生活上やむを得ない相互侵害だが、其中の一人が煙草を吸ひ殊に禁煙の掲示があるのに喫煙して、他の人の「のど」を痛くさせたら、これは共同生活の平地に波瀾を起す不法不當の侵害で、打捨てて置く譯

には行かぬ。そこで其不法行為が刑法で罰されると否とを問はず、又警察権で差止められ
ると否とは別問題として、民法は加害者に被害者の受けた損害を賠償させて、共同生活の
公平を保つのである。これが

不法行為制度の眞精神 と思ふ。それ故過失者に其損害を負担させるのが普通の状態で
あるべきにしても、時には又過失無き者に損害を負担させることがあつても然るべきで、
ここに所謂

無過失損害賠償責任 の問題を生ずるのであつて、民法も既に一小部分に此流儀を用ひ
て居る。例へば或家の石垣が崩れたために下の民家が潰れて死傷があつた事件に於て、も
しその石垣といふ「土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ」其崩壊が起つたの
であれば、結局其土地の所有者が右の瑕疵について過失があると否とを問はず損害賠償責
任を負ふのである(七十一條)。これは現行民法が認めた無過失責任の特例であるが、斯ういふ
考へ方は此以外にもあつて然るべきである。この考へ方を特に必要ならしめる事情の十つ
は、汽車電車自動車等の交通機關の發達と共に頻發する

交通事故 である。例を自動車に取らう。自動車が人を轢いて殺し又は傷けた。此場合

に自動車は規定通りの速度で規定通りの車道を規定通りに運轉して居たので、其方には全
然過失がなく、轢かれたのは全く通行人の過失だつたとすると、現行民法では通行人又は
其遺族は損害賠償が取れぬことになる。又自動車側に過失があつたにしてもそれは通常運
轉手の過失で、自動車の持主の過失ではない。民法によると、自動車の持主は運轉手の選
任監督について過失があれば自動車事故の損害を賠償させられることになり得るが(七十一條)、
無免許の運轉手を雇つたり又は規定外の速度を出すことを命じたりしたのでない以上、持
主に責任はないのである。そこでもし自動車側に過失があつたならば、普通に運轉手が損
害賠償を出さねばならぬ筋合になる。しかしそれは運轉手に取つて氣の毒なことであるの
みならず、被害者側も運轉手から取るのでは充分に損害をつぐなひ得さうもない。それで
は誰から損害賠償を取つたら最も公平で且損害補填の目的に適するかといふと、それは言
ふまでもなく自動車の持主其人であつて、ともかくも平生この多少の危険を伴ふ車を天下
の往來に走らせ其利便を専らにして居る以上、それから生ずる損害を自ら負擔するはむし
ろ當然のことだ、過失が通行人にあり運轉手にあるからといつて、おれは知らぬと逃げら
れた義理ではなからう。そこで交通事故によつて生じた損害については自動車其他交通機

關の持主に無過失賠償責任を負はせねばならぬといふことになつて來たのであつて、判例にも近頃は著しく此傾向があらはれて居る。此傾向を誘發した今一つの事情は、これ亦段段と頻繁になつて來る。

工場災害 である。例へば職工が機械に觸れて死傷した。それは職工自身の過失で、工場主には設備監督上の過失はなかつたにしても、ともかくさういふ危険な機械を取扱はせてそれによつて平生利益を擧げて置きながら、其危険はこれを職工に背負はせきりにするのは不當ではあるまいか。又例へば工場貯藏の火薬が爆發して近隣の家屋を破損させた。それが現在の科學上防止し得ない自然爆發であり、工場主に何等取扱上の過失がなかつたにしても、さういふ危険物を人家近くに貯藏して居たことによつて、ヤハリ工場主が其損害につき責に任せねばなるまい。斯くして工場主の無過失損害賠償責任が段々と問題になつて來た。右様の次第で佛民法の第三原則たる自己責任の原則にも動搖の色が著しいのであつて、これ亦個人本位から共同生活本位への法律の動向の一現象である。法律の動向について更に問題になるのは

客觀主義から主觀主義へ といふことである。これは主として刑法について問題になる

ことであるから、詳細は其方に譲るが、我國の刑法についても、明治十三年の舊刑法はかたに客觀主義であつたのを、明治四十年の新刑法が餘程主觀主義即ち刑罰個別化主義に進展させたこと、前に「嬰兒殺し」の罪案について述べた通りである。而して昭和十五年發表の「改正刑法假案」は更に著しく刑罰個別化主義に傾いて

不定期刑制度

宣告猶豫制度 等を採用せんとして居る。即ち犯罪の客觀的外形よりも犯人の悪性・動機といふ如き主觀的條件が段々重きをなし來つたのであるが、民法に於ても近來

動機 が問題になつて來た。例へば

第九五條 意思表示ハ法律行爲ノ要素ニ錯誤アリタルトキハ無効トス。

の規定につき、「要素ノ錯誤」中に「動機ノ錯誤」を含むかが問題になる。例へば鐵道が敷設されると思つて其附近の土地を買つた處が間違ひであつた、といふ様な場合に、以前の通説は土地の賣買其ものについては何等間違はないのだから錯誤でないとしたものだが、近頃の學説では斯様な動機も取引の際表示されて居れば法律行爲の要素であり得るとして、動機の錯誤による法律行爲の無効を認める様になつた。又民法第九〇條

公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス。

の規定についても、當初の解釋では、ここに「目的」とは「内容」の意味だから内容さへ公序良俗に反しなければ動機は問はぬ、例へば殺人のために出刃庖丁を買つたのも、賭博のために部屋を借りたのも差支ない、といふことであつたのが、近來は此場合にも動機が問題になることとなり、殺人のためと知りつつ兇器を賣り賭場になることを承知で部屋を貸したのならば、民法第九〇條に當ると解釋される様になつたことは、前にも一言した。然るに其後の判例(昭和十三年三月三日大審院第四民事部判決、民事判例集一七卷五七八頁)では一步を進めて、賭博の元手を貸したのではなく賭博に負けた借を拂ふための金を貸したのまでを公の秩序善良の風俗に反すると判決した。斯様に刑法・民法を通じて「客觀主義から主觀主義へ」の動向があることは確かだが、民法には又反對に

主觀主義から客觀主義への動向も考へられる。法律行為を組み立てる意思表示に於て、内心の意思と外部の表示行為が一致すれば、即ち賣らうと思つて賣らうと言ひ、買はうと思つて買はうと言つたのならば世話はないが、意思と表示とが一致しない場合、即ち賣らうと思はぬのに賣らうと言ひ、買はうと思はぬのに買はうと言つた場合が問題である。此

場合に意思に重きを措くべきか、表示に重きを措くべきか。先づ以て誰しも思ひ附くのは、本人が思つて居ない事に效力を生せしむべきでない、といふことであつて、さういふ考へ方を

意思主義 といふ。それは個人意思尊重の根本主義に適合する考へ方であるから、佛民法がそれを原則としたのは當然の事である。しかし相手方及び第三者の側から見ると、知り得るのは表示された外部的行為のみで、内心的意思は知り得ないのであるから、買はうと言つたから其積りで居たのに實は其意思ではなかつたといふので無効になつては

取引の安定 が保てぬ。そこで意思よりも表示を重んずべきだといふ

表示主義 が、其後の民法には段々と加味されて來る。我民法も

意思表示ハ表意者ガ其眞意ニ非ザルコトヲ知リテ之ヲ爲シタル爲メ其效力ヲ妨ゲラルル

コトナシ(九三)。

と規定して居る點などは表示主義であるが、錯誤の法律行為を無効とした(九五)のは意思

主義であつて、獨民法は錯誤の行為も一旦は成立せしめて單に取消し得べきものとするこ
とによつて、表示主義に更に一步を進めた。斯く意思主義から表示主義に進む傾向は、こ

れ亦法律が個人本位から共同生活本位に移る一現象である。次に

國家主義・民族主義か世界主義か といふことが、法律の動向について問題になる。近時の一現象は、從來共通的色彩が相當濃厚であつた各國の法律が再びそれぞれの地方色・民族色を取り戻さんとしつつあることである。ドイツに於て嘗てローマ法を宗とするロマニステンとゲルマン法に還るべしと叫ぶゲルマニステンとが對立したことは前に述べたが、現在のナチス政權下に於ては民族主義が特に高調され、從來の法律學及び法律制度に大功績のあつたローマ法思想を極端に排斥しつつある。其極端はいかがと思ふが、國家として民族としては當然の事で、我民法の親族編・相續編につき「我邦古來の淳風美俗」に副ふべき改正が計畫されて居るのなども、其動向のあらはれと謂つてよからう。しかしながら他方世界全體の共同生活が益々切つても切れないものになつて來る今日、法律に世界共通的色彩が加はつて來るのも亦當然の動向である。前に日本の商人と英國の商人とが佛國で取引をするには日・英・佛いづれの商法が適用されるかといふ問題を掲げて、其問題を解決する所謂「國際私法」のことを述べ、而して此法律は所謂「國際公法」に對する意味の國際的私法ではなく、外國關係の事件に於ける法律適用の標準を示した國內法に外ならぬ

旨を説いたが、しかし將來の問題としては眞の意味の國際私法即ち

國際民法・國際商法 等が或程度實現しさうなことだ、元來日・英・佛いづれの商法を適用しようかといふ様な問題を生じるのは各國がそれぞれ違つた内容の商法をもつて居るからである。それ故左様な面倒な問題をなくするには、各國の商法の内容を統一するのが一番早手廻しである。而して世界全體としての經濟的共同生活が益々密接になると共に、それが便利であり又必要になる。其便利必要が最も感じられるのは手形法であるため、昭和五年には手形統一法、昭和六年には小切手統一法に關する國際條約が締結され、それに基づいて昭和七年には手形法、昭和八年には小切手法が商法典から分離してそれぞれ制定されたこと、前述の通りである。而して既に手形法の統一が問題になる以上、やがて商法全部の統一即ち國際商法が問題になるだらうし、更に將來には民法債權編の統一即ち其範圍の國際民法も問題になり得る。さういふ統一法的傾向を

世界法 といふ。前記の著作權や特許權なども一國の法律だけでは充分保護され得ないから、國際條約で世界的に保護されることとなり、

文學的及美術的著作物保護條約 (明治四三年)

(條約五號) 及び

工業所有權保護同盟條約

(昭和九年
條約五號)

が出来て居る。これ亦統一的世界法の一現象と謂つ

てよからう。この世界法の觀念は決して國家主權を無視して世界主權を認めんとするのではなく、國家の立法權によつて文化生活・經濟生活に關する法律の實質的統一を圖らうといふのであつて、それならば少しも國家主權と牴觸しない。元來の性質として、人間生活の規定たる私法は國家生活の規定たる公法とは違つて、世界的人類の共通性が著しかるべきである。婚禮の儀式風習は國々で違つても、結婚といふ男女關係其ものは世界共通である。米と飯とパンとは違つても、食はねばならぬといふことは人類普遍である。明治三年江藤新平が初めて民法編纂を企てたとき『フランスに適當な民法が日本に不適當な筈はないから、フランス民法典を邦譯してそのフランスといふ字を日本と書き替へればよい』と言つたといふのも、あながち亂暴な放言とのみは笑へない。ケマル・パジャが新トルコの新民法(二月一七日)としてスイス民法のトルコ譯を採用した如きも、英雄の爲す所東西其揆を一にするもので、我國明治維新當時と思ひ合せて感興が深い。扱て最後に法律と道德との區別關係については、前に述べた通り、古代に於て混沌と合一して居た道德と法律とが次第に分化し、法律が道德とは別の社會規範になつたのが從來の進化であつたが、其結果

兩者が餘りに分離し、萬事が「法律づくめ」になり過ぎて、時にはキケロの所謂

法の極は不正の極 (Summum jus, summa injuria) の弊害を生ずることにもなつた。然るに近頃になつて一旦分離した法律と道德とが再握手して、

法律の道德化 の現象が著しくなつて來たことは、注目すべき動向である。もとより昔の混沌状態に還るのではない。分化した上の綜合である。前述の刑法及び民法に於ける動機著眼の傾向の如きも法律道德化の一現象であるが、更に注目すべきは

信義誠實の原則

(Treu und Glauben) なることが次第に重きを措かれる傾向である。ド

イツ民法及びスイス民法は

ド民第二四二條 債務者ハ取引慣習上信義誠實ノ要求スル如ク給付ヲ爲ス義務ヲ負フ。

ス民第二條第一項 各人ハ其權利ノ行使及び義務ノ履行ニ於テ信義誠實ニ從ツテ行動スルコトヲ要ス。

と明言して居るが、我民法には此規定がない。規定がなくとも法律が社會生活規範である本質上さうなくてはならないのであるが、殊に我國としてはそれを明言して置いて貰ひたかつた。權利があるからといつて相手の事情も構はず十のものを十まで取り立てようとする

るのは、信義誠實にかなふと言へない。「大工調べ」といふ人情話がある。大工の弟子の與太郎といふ少し足りない男が、家賃を一兩二歩八百ためたので、家主に大工道具を取り上げられてしまった、棟梁が一兩二歩立て替へて遣つた所が、家主はそれは受取つて置きながらまだ八百足りないといふので道具を返さない、それを大岡越前守が捌いて家主を取つちめる、といふ物語だが、此家主の行動などは正に信義誠實に反した権利の行使である。所が近年の判例に此「大岡捌き」ソックリのものが續出するのは面白い。その最初は昭和九年二月二十六日大審院第一民事部判決(民事判例集一 三卷三六六頁)であつて、

「債務者ノ現ニ支拂ヒ又ハ提供シタル金額ガ極メテ小額ノ不足アルニ過ギザルトキハ、債權者ガ其ノ不足ニ藉口シテ證書ノ引渡及登記手續ノ履行ヲ拒絶スルハ信義誠實ノ原則ニ反スルモノト謂ハザルヲ得ズ。」

と明言したのである。又契約上の義務の履行にしても、單に契約面通りにしたといふだけでは眞の履行にならぬ場合がある。「袖振り合ふも他生の縁」といふ様な譯で、債權者となり債務者となるも畢竟人類共同生活の一現象故、債權者に於ても充分の斟酌をせねばならぬが、債務者も正心誠意相手方の利益を尊重し、債權者の爲めよかれと辨濟しなくては、

眞の履行とは言はれない。三月三十一日に返金するといふ約束の所へ、同日午後十一時五十五分の相手の寝込みへ持つて行つたらどうだらうか。其時刻まで驅け廻つてヤット金策したのでもあればともかく、モット早く持つて來られるのにわざと遅らせたのでは信義誠實にかなふとは言へまい。又金を返すにも相當の禮儀があるべきことで、催促されたのが癪にさはつたからとて投げ返したのでは履行にならず、相手が怒つて受取らなくても、こちらは履行の提供をしたのに受領を拒む相手が悪いのだとは言へない。近頃の學説及び判例が段々さういふ考へ方になつて來たのは、法律道德化の二現象と謂つてよからう。更に又紛争の法律的解決は結局訴訟を待ち裁判に依ることになつて居るが、しかし法律による裁判を以てする解決が常に必しも最善の解決でない。法律的解決は時として餘り一刀兩斷的に黑白を分ち過ぎる。凡そ紛争が起るには多くの場合雙方に道理もあれば不道理もあるのであつて、十が十まで一方が善くて他方が悪いといふことはむしろ少いのであるから、一方が勝訴・他方が敗訴といふ裁判判決が時には却つて充分實情に適せぬことがあり、又勝つた負けたでは當事者間に永く怨恨を残し、將來の共同生活を妨げ、社會の平和を害する。そこで近年純法律的純訴訟的でない紛争解決方法が考案實施されることになつたので

あつて、それが即ち

調停制度 である。これが抑も問題になつたのは、前述の通り臨時法制審議會に於て親族法相續法改正審議から派生提案された「家事審判所制度」であつた。所謂「血で血を洗ふ」争ひをイキナリ裁判所に持ち出し、夫婦親子兄弟姉妹其他親族同士が原告被告として權利義務の法律戦で果し合ひをするのは、如何にも殺風景且道義人情に反する次第であり、且亦裁判公開(憲法五九條)の當然の結果として暗闇の恥が明るみへ持ち出されることは、一家一族の迷惑はもとより社會の風紀上も面白からず、さりとしてそれがイヤさに家庭の不和が泣寢入となり又は内攻することは、當人達の不幸のみならず家族制度其もののためにも宜しくないで、終局に公開裁判所に出ることは憲法の關係上(二四條)妨げ得ないにしても、何か一種の特別調停審判機關を設け、法律と義理人情とを噛み交せた扱ひで、親族・相續に關する家庭人事の問題を非公開裡に圓滿解決したい、といふのが其考案であつた。此考案の審判の部分はまだ實現に至らないが、それがキッカケとなつて大正十一年に「借地借家調停法」が成立し、引續き種々の調停法が制定されて、昭和十四年の「人事調停法」に至つたこと前掲の通りである。右の中勞働争議調停は争議當事者雙方から三人づつ、及び中

續法窓夜話
四一話
有閉法學二
六・二七話
續有閉法學
一一五話
一六話

立側から三人出て、九人の委員會が調停するのであるが、其他の調停に於ては、判事を主任とするがそれに素人の委員二人を加へた調停委員會が調停するのである。要するに和解・仲裁・調停といふことになる

法律と義理人情 とが明白に關聯するのであつて、それが結局本當の所だと思ふ。國家社會人生のための法律なのであるから、法律の遵奉が國家生活社會生活それ自身の要求であると同時に、「法律一點張り」は又法律の眞精神でない。夏目漱石先生は「草枕」に
智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。

と言はれた。もし法律を通して義理人情に遡り、義理人情に基づいて法律を活かすならば、或は角立たず又流されざる極致に達し得るであらうか。其境地こそ著者の目指す所であるが、これは決して容易の事でない。孔門の公西華が師に對へた言葉(論語先進第十一)「之ヲ能クスト曰フニ非ズ、願クバ焉ヲ學バン。」を假り來つて、この難駭なる法學通論を結ばしめよ。

有閉法學九
九・一〇〇話

索引

アウトマートの法律論……………二二九

あ

い

イエリソグ……………七三

運式註連條例……………一〇四・二〇二

意思主義……………二二九

遺失物法……………一八三

醫師法……………一九九

意匠法……………一八七

委託又ハ郵便ニ依ル戸籍届出ニ關スル法律……………一七九

違法行爲……………五

入會……………一五

醫療保護法……………一九九

索引

う

賣渡擔保……………一三

え

映畫法……………一〇一

英國の實利主義……………七三

英國の歴史法學派……………六八

江藤新平の復讐禁止令……………四七

お

オースティン……………六〇

御定書百箇條……………二八

恩給金庫法……………一〇

恩給法……………一七

二四九

恩赦令

二〇九

か

海軍軍法會議法……………二〇九
 海軍刑法……………二〇三
 會計検査院法……………一七七
 會計法……………一七七
 戒嚴令……………一七七
 外國爲替管理法……………一九四
 外國人土地法……………一八四
 外國人の權利……………一八三
 解釋……………一三五
 解釋法學……………一三五
 改定律例……………二〇一
 概念法學……………一四七
 客觀主義から主觀主義へ……………二二六
 學說的解釋……………一四一
 擴張解釋……………一四三

家事審判所制度

二〇七

華士族平民身代限規則……………二〇六
 過失主義……………三二
 家資分散法……………二〇六
 貸屋組合法……………一八二
 河川法……………一八五
 家族主義……………八
 家畜保險法……………一九八
 監獄法……………二〇九
 慣習法……………一〇九
 慣習法的繼承……………二四
 慣習法の補充的效力……………一一
 慣習法の變更的效力……………二二
 官制……………一七五
 き
 議院法……………一七三
 技術規範……………一九

技術的法律

三

貴族院令……………一七三
 義務を行ふ權利……………七〇
 義務規定から權利規定に……………八六
 義務本位から權利本位に……………八一
 キリスト教法律學……………五四
 舊刑法……………二〇一
 救護法……………一九九
 舊商法破産編……………二〇六
 救貧法……………一九九
 舊民法……………一七六
 強行法と任意法……………一三一
 矯正院法……………二〇二
 行政裁判法……………二一〇
 強制執行……………一六四
 供託……………九六
 供託局……………一八三
 供託法……………一八三

共通法

一六〇・一七七

共同生活觀念の確立……………六
 共同生活は規範生活……………一六
 共同生活本位……………八八
 漁業權……………一九三
 漁業法……………一九三
 漁船保險法……………一九八
 キングス・ハイウエー……………三九
 キングス・ベイス……………三七
 銀行法……………一八九
 金銀債務臨時調停法……………二〇八
 <
 具體的妥當性……………九九
 軍機保護法……………二〇四
 軍事扶助法……………二〇〇
 軍需工業動員法……………一九五
 君民契約……………二二

軍用資源秘密保護法……………二〇四

け

警察國から法治國へ……………二

警察犯處罰令……………二〇三

刑事交渉法……………二〇九

刑事訴訟……………一六四

刑事訴訟法……………二〇八

刑事補償法……………二〇九

ケース・メソッド……………一〇

競賣法……………二〇六

刑法……………二〇三

契約觀念……………二〇三

契約自由……………一三三

契約自由の原則……………二〇〇

契約自由の制限……………二〇三

ゲルマニステン……………六六

嚴格法說……………二四七

現行刑法……………二〇三

健康保險法……………一九九

現行民法……………一七六

原則法と例外法……………一三三

憲法……………三三・六九

憲法義解……………一七五

憲法發布……………一七一

憲法發布勅語……………一七三

權理……………一八〇

權利……………一八〇

權利を行ふ義務……………九一

權利と法律との關係……………八二

權利先存說……………八二

權利の行使……………八八

權利ノ濫用ハ權利ニアラズ……………二二八

權利は法律の創作……………八五

こ

公益質屋法……………一八〇

行爲と動機……………三〇

行爲法……………三三

公權的解釋……………一四一

鑛業權……………九二

工業組合法……………一五三

工業所有權保護同盟條約……………二四三

鑛業抵當法……………一八一

鑛業法……………一九二

航空法……………一九一

公式令……………一五三

皇室典範……………一七三

皇室典範増補……………一七三

工場災害……………二二六

工場抵當法……………一八一

公證人法……………二〇二

工場法……………一九六

耕地整理法……………一八四

交通事故……………二三四

高等試験の口述試験……………一三八

公法と私法……………一三三

五箇條の御誓文……………一七〇

小切手法……………一八九

國家主義……………九

國家主義・民族主義か世界主義か……………二四〇

國家總動員法……………一七三・二八

國家命令說……………五九

國際慣習……………二二

國際私法……………二二

國際主義……………一〇

國際商法……………一四一

國際法……………二二

國際民法……………一四一

國稅徵收法……………一七六

國籍法……………一七五

國內法……………二二

國別比較方法……………一七一
 國防保安法……………一〇四
 國寶保存法……………一八五
 國民健康保險法……………一九九
 國民更生金庫法……………一八〇
 國民體力法……………二〇〇
 國民貯蓄組合法……………一八九
 國民優生法……………二〇一
 國有財産法……………一八五
 御告文……………一七三
 小作調停法……………二〇八
 小作法……………一八二
 戸主選舉權制度……………一七四
 個人財産權尊重の原則……………二二八
 個人主義……………一八
 個人本位から共同生活本位……………二二七
 戸籍法……………一七九
 事に關する法律の效力……………一五三

固有法と繼受法……………一三〇
 古ユダヤの法律……………一〇四
 今日の法文……………一〇八
 さ
 財團抵當……………一八一
 最低賃銀の法定……………一三三
 裁判所……………一六三
 裁判所構成法……………一七四
 裁判所の法令審査權……………一六一
 裁判の遅延……………二〇五
 裁判の萌芽……………一四四
 債務引受……………一七
 ザヴィニ……………六四
 三權分立……………一七五
 三權分立論……………一七
 産業組合法……………一九三
 産業統制立法……………一九四

し

市街地建築物法……………一八四
 施行法……………一五四
 自己責任の原則……………二三〇
 市制……………二〇一
 史蹟名勝天然記念物保存法……………一八五
 自然法論……………五五
 事情の變化……………二二三
 思想の變轉……………二二五
 自治制……………二〇一
 質屋取締法……………一八〇
 失火ノ責任ニ關スル法律……………一八三
 恤救規則……………一九九
 實體法と手續法……………二〇七
 執達吏規則……………二〇七
 實定法……………一九九
 出版法……………一八六

實用新案法……………一八七
 私的差押……………五〇
 兒童虐待防止法……………一六五・一九九
 自動車交通事業法……………一九一
 自動車製造事業法……………一九一
 司法權の獨立……………一七五
 私法自治……………一三三
 私法自治の原則……………一三三
 司法保護事業法……………二一〇
 社會契約……………二二三
 社會事業法……………二〇〇
 社會生活規範……………一七
 社會生活即國家生活……………一三三
 社會的信託……………九六
 社會法……………一三三
 社會本位……………八八
 社會立法……………一九六
 借地借家調停法……………二〇八

借地法……………一八二
 借地借家臨時處理法……………一八二
 借家法……………一八二
 自由畫運動……………一四九
 衆議院議員選舉法……………一七四
 宗教規範……………一七
 宗教團體法……………一七六
 宗教的法律……………二二
 修身齊家治國平天下……………一〇
 住宅營團法……………一八二
 十二表法……………一三八
 自由法論……………一四八
 重要産業ノ統制ニ關スル法律……………一九四
 重要美術品ノ保存ニ關スル法律……………一八五
 重要物産同業組合法……………一九三
 重要輸出品取締法……………一九四
 主觀主義から客觀主義へ……………一三八
 縮小解釋……………一四四

主法……………一七
 狩獵法……………一九二
 遵法心……………一六七
 準用……………一四四
 小額裁判所……………二〇五
 消極的法律萬能思想……………五
 商工會議所法……………一九三
 商事調停法……………二〇八
 商店法……………一九七
 少年教護法……………二一〇
 少年法……………二〇九
 商法……………一八七
 商標法……………一八七
 傷兵院法……………二〇〇
 消滅時效……………二八
 條約……………二一一
 上諭……………一七三
 條理……………二一八

職員健康保險法……………一九八
 職業紹介法……………二〇〇
 所得稅法……………一七六
 助法……………一三七
 庶民金庫法……………一八〇
 所有權……………九三
 所有權ハ義務附ケラレタリ……………九七
 私力の公權力化……………五一
 信義誠實の原則……………二四三
 親權……………八九
 新自然法論……………一四八
 人事訴訟手續法……………二〇五
 人事調停法……………二〇八
 新事物の發生……………二三
 人種學的法律學……………七〇
 人種別比較方法……………七一
 神人契約……………三三
 信託業法……………一九〇

信託法……………一九〇
 新聞紙法……………一八六
 人民契約……………三三
 新律綱領……………二〇二
 森林法……………一九三
 す
 水產會法……………一九三
 スイス民法第一條……………一九
 樞密院……………一七一
 せ
 生活關係の規律……………九八
 正義の實現……………八〇
 制限選舉……………一七四
 制裁……………三三、一六四
 制裁のない法律……………三三
 制定法……………一〇一

制度の目的	二二五
成文法	一〇・二三
制令	一五六
世界法	二四一
積極的法律萬能思想	四
石炭配給統制法	一九四
船員法	一九一
船員保險法	一九八
選舉法	九三
宣告猶豫制度	二七
全體と個體	八
船舶法	一九一
そ	
倉庫業法	一七〇
相續稅法	一七六
總振假名附の法律	一〇四
訴願法	二二
屬人主義	一五六
屬地主義	一五六
組織法	二五
訴訟	一六三
た	
第一次社會生活規範	一七
大正四年一月二十六日大審院民事聯合部判決	一六
退職積立金及退職手當法	一九八
第二次社會生活規範	一九
第二次社會生活規範たる法律	一〇
大日本帝國憲法	一七〇
脫法行爲	五
建物保護法	一八三
單行法	一〇一
ち	
治安維持法	一〇三

治安警察法	一〇三
地券	一七九
地所書入質入規則	一八四
地租法	一七六
註釋學派	五九
町村制	二〇一
調停制度	二〇七・二四六
徵兵令	一七六
著作權法	一八六
貯蓄銀行法	一八九
て	
定義的規定	一四一
定義の定義	三五
帝國議會	一七三
抵當證券法	一八一
ティボー	六三
手形法	一八八
鐵道營業法	一九一
鐵道國有法	一九一
鐵道抵當法	一八一
電氣事業法	一九六
電信法	一九一
傳染病豫防法	一九六
電力管理法	一九六
と	
ドイツ憲法	九三
ドイツ民法	六三
動機	二二七
道德規範	一七
道德的法律	二二
道德と法律	二四
道德と法律の關係	二六
道德と法律の區別	二六
盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律	一〇三

道路法……………一八五
 時に關する法律の效力……………一五三
 特許法……………九三・一八六
 特別都市計畫法……………一八五
 所に關する法律の效力……………一五
 都市計畫法……………一八四
 土地收用法……………一八四
 トマス・ホップス……………七
 取引安全……………九九
 取引所法……………一八九
 取引の安定……………三三九
 度量衡法……………一九二
 に
 入營者職業保障法……………三
 ね
 年齢計算ニ關スル法律……………一八二

農會法……………一九三
 農業動産信用法……………一八一
 農業保險法……………一九六
 納税の義務……………九一
 農地開發法……………一九四
 農地調整法……………一八二
 逃遁邑……………四一
 は
 陪審法……………二〇九
 爆發物取締罰則……………二〇三
 破産法……………二〇六
 バビロン王ハムムラビの法典……………五四
 判決……………一六三
 反座……………四一
 反對解釋……………一四三

反對慣習法……………一三三
 判例法……………一四

ひ

比較法學……………六九
 比較立法學……………六九
 非訟事件手續法……………二〇五
 非制定法……………一〇二
 人と家と國と世界……………一〇
 人に關する法律の效力……………一五
 表示主義……………三三

ふ

フーゴー・グロチウス……………五
 風俗規範……………一八
 風俗的法律……………三三
 夫婦間の契約……………二六
 不穩文書臨時取締法……………二〇五

復讐の制限……………四
 府縣制……………一〇一
 婦人參政權問題……………一七四
 不正競争防止法……………一八九
 普通選舉……………一七四
 普通法(一般法)と特別法……………二九
 物價問題……………三四
 佛民法の三大原則……………二七
 不定期刑制度……………三七
 不動産登記法……………一七九
 不文法……………一〇三
 不法行為制度の眞精神……………三三
 フランス民法……………六三
 文學的及美術的著作物保護條約……………二四一
 分析學派……………五九
 兵役の義務……………九一

兵役法	一七六
米穀自治管理法	一九四
米穀統制法	一九四
米穀配給統制法	一九四
返金債務が同時に権利	七九
辯護士法	二〇六
ペンサム	六〇
ほ	
貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律	一九四
貿易調節及通商擁護ニ關スル法律	一九四
法域	一七五
法學通論	一
法學入門	一
法科萬能	三
俸給令	一七五
防禦海面令	二〇四
防空法	一九一
法系別比較方法	七一
法三章	一六九
法定夫婦財産制	一三三
法典	一〇一
法の極は不正の極	二四三
法律安定	一〇〇
法律學	七九
法律學說	五三
法律學の出發點	一三六
法律家のバイブル	一三七
法律規範	一九
法律權利同時存在說	八二
法律事務ノ取締ニ關スル法律	二〇七
法律社會學	七五
法律心を鍛鍊する	一一
法律先存說	八三
法律知識の専門化	三
法律といふ言葉	一五

法律と義理人情	二〇七
法律とは何ぞ	一五
法律と命令	一〇三
法律の改正	二三
法律の形式	一〇一
法律の效力	一五三
法律の定義	三三
法律の動向	二五
法律の道德化	二四三
法律の内容	七九
法律の目的	七九
法律は行はれるもの	一六六
法律は最小限度の道德	三〇
法律は「在」なり	五三
法律は「作」なり	五九
法律は進化する	三七
法律は「成」るもの	六四
法律は何のために存するか	七二
法律は復讐から	八〇
法律は守られるもの	一六六
法律萬能	四
法律扶助會	一〇四
法律不遑及の原則	一五四
暴利取締令	一九四
暴力行爲等處罰ニ關スル法律	二〇四
法例	一五三・一七九
法令形式ノ改善ニ關スル件	一〇八
法令の公布	一五四
法令の用語文章	一〇一
北海道法	一〇一
牧野法	一九四
保險業法	一九〇
母子保護法	一六五・一九
み	
未成年者飲酒禁止法	三四・二〇四

未成年者喫煙禁止法	三〇三
身分から契約へ	三三
身元保証ニ關スル法律	一八三
民事訴訟	一六三
民事訴訟法	二〇四
民商統一論	一八九
民法	一七八
民法改正要綱	一七九
無過失損害賠償責任	三三四
無盡業法	一九〇
無線電信法	一九三
明治八年太政官布告第一〇三號	一九九
目的と手段	三〇
目的法學	七四
勿論解釋	一四三
文字解釋	一四三
有限會社法	一八八
郵便法	一九一
ユダヤ人の土地所有權	九四
要塞地帶法	二〇四
善き法律家は惡しき隣人	二七
利益保護	七九
陸軍軍法會議法	二〇九
陸軍刑法	二〇五

理想法主義	一八
利息	一八〇
立法者の意思	一四
立法的繼承	一四
立法目的を明示	二六
律令	一八
立木ニ關スル法律	一八三
臨時資金調整法	一九五
臨時船舶監理法	一九六
類推適用	一四
禮儀規範	一八
禮儀的法律	二二
歴史法學派	六五
聯合部判決	一一五
労働時間の制限	二二六
労働者災害扶助法	一九七
労働者年金保險法	一九九
労働争議調停法	二〇八
労働法	一九六
労働問題	二三五
ローマ法を通してローマ法の上に	二六
六三問題	一五八
六法全書	一三六・一六九
ロマニステン	六八
論理解釋	一四三
論理法學	一四七
和議法	二〇六

(出文協承認番號)
5 240104號

昭和十六年十月十日第一刷印刷
昭和十六年十月十七日第一刷發行
昭和十九年十二月二十日第十二刷發行(二,〇〇〇部)



發行所

法學通論

定價四圓

査定番號一ノ九六八種

著者 穂積重遠

東京都京橋區京橋三丁目四番地

發行者 鈴木貞

東京都神田區錦町三丁目十一番地

印刷者 白井赫太郎

東京都神田區渡路町二丁目九番地

配給元 日本出版配給統制株式會社

東京都京橋區京橋三丁目四番地

株式會社 日本評論社

日本出版會會員番號第三三〇〇四號

電話京橋(56)六一九一四

振替口座東京一六番

(青木兄弟製本)

(精興社印刷 東京 36)

20.3.10

購入

貴族院
320..5

